

条 例

広島市条例第37号

平成27年5月18日

広島市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市議会委員会条例の一部を改正する条例

広島市議会委員会条例（昭和31年広島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務委員会 10人」を「総務委員会 9人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

広島市規則第56号

平成27年5月20日

広島市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和27年広島市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「, グルジア」を削り, 「コソボ」の右に「, ジョージア」を加える。

第13条第1号中「グルジア」を「ジョージア」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

広島市告示第238号

平成27年5月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次に掲げる施設を指定介護老人福祉施設として指定したので、同法第93条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年5月1日

広島市長 松井一實

開設者	施設		サービスの種類
	名称	所在地	
社会福祉法人ともえ福祉会	特別養護老人ホームともえの家	広島市西区鈴が峰町41番18号	介護老人福祉施設

広島市告示第239号

平成27年5月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年5月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
社会福祉法人ともえ福祉会	ヘルパーステーションともえの家	広島市西区鈴が峰町41番18号	訪問介護
社会福祉法人ともえ福祉会	ヘルパーステーションともえの家	広島市西区鈴が峰町41番18号	介護予防訪問介護
アースサポート株式会社	アースサポート広島五日市	広島市佐伯区五日市駅前一丁目5番31-101号	訪問介護
アースサポート株式会社	アースサポート広島五日市	広島市佐伯区五日市駅前一丁目5番31-101号	介護予防訪問介護
株式会社あいりす	ヘルパーステーションあいりす	広島市中区吉島西一丁目13番15号	訪問介護
株式会社あいりす	ヘルパーステーションあいりす	広島市中区吉島西一丁目13番15号	介護予防訪問介護
株式会社ウェーブ・エージェンシー	ヘルパーセンターたくみ	広島市西区中広町三丁目1番32-1F東号	訪問介護
株式会社ウェーブ・エージェンシー	ヘルパーセンターたくみ	広島市西区中広町三丁目1番32-1F東号	介護予防訪問介護
株式会社yashio	ケアーズ訪問看護リハビリステーション榎町	広島市中区榎町2番6号住田ビル101号室	訪問看護及び介護予防訪問看護
あい・のぞみ株式会社	あい・のぞみデイサービスセンターpath(道)	広島市佐伯区八幡東一丁目29番41-7号	通所介護
あい・のぞみ株式会社	あい・のぞみデイサービスセンターpath(道)	広島市佐伯区八幡東一丁目29番41-7号	介護予防通所介護
社会福祉法人ともえ福祉会	デイサービスともえの家	広島市西区鈴が峰町41番18号	通所介護
社会福祉法人ともえ福祉会	デイサービスともえの家	広島市西区鈴が峰町41番18号	介護予防通所介護

社会福祉法人 IGL学園福祉会	IGLデイサービスセンターあさひが丘	広島市安佐北区あさひが丘三丁目18番13-7号	通所介護
社会福祉法人ともえ福祉会	ショートステイともえの家	広島市西区鈴が峰町41番18号	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人信々会	短期入所生活介護事業所くちた園	広島市安佐北区口田南一丁目9番8号	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

広島市告示第240号

平成27年5月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年5月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
社会福祉法人ともえ福祉会	居宅介護支援事業所ともえの家	広島市西区鈴が峰町41番18号	居宅介護支援

広島市告示第241号

平成27年5月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日
ケアプランセンターぼっぼ	広島市西区観音新町二丁目2-15	平成24年4月1日
ハートライフ福祉用具事業部	広島市西区大芝二丁目13-14	平成26年12月1日
地域密着型特別養護老人ホームリバーサイド中広	広島市西区中広町二丁目15-15	平成26年6月1日
ぶどう薬局	広島市安佐南区西原八丁目33-3	平成25年11月1日
エコールenta24安佐北	広島市安佐北区亀崎一丁目2-33	平成27年3月1日
エコール在宅介護ステーション安佐北	広島市安佐北区亀崎一丁目2-33	平成27年3月1日

広島市告示第242号

平成27年5月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業所等の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

	事業所の名称	事業所の所在地	事業者（法人）の名称	変更年月日
旧	茶話本舗デイサービス可部	広島市安佐北区可部一丁目6-16	VOLLO株式会社	平成27年4月1日
新	デイサービスほうじゃね可部			
旧	茶話本舗デイサービス上安	広島市安佐南区上安五丁目30-12	VOLLO株式会社	平成27年4月1日
新	デイサービスほうじゃね上安			

広島市告示第243号

平成27年5月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

廃止年月日	事業所の名称	所在地	事業者（法人）の名称
平成27年2月28日	アイプラス薬局 水主町店	広島市中区吉島東一丁目20-19 1階	株式会社福山臨床検査センター
平成24年3月31日	ケアプランセンターぼっぼ	広島市西区己斐本町三丁目17-26	株式会社おかえり
平成26年11月30日	ハートライフ福祉用具事業部	広島市西区三篠町二丁目2-24	株式会社ハートライフ
平成27年1月31日	エコール在宅介護ステーション佐伯	広島市佐伯区八幡二丁目19-13	日本基準寝具株式会社
平成27年2月28日	エコールenta24安佐北	広島市安佐北区深川二丁目37-34-4	日本基準寝具株式会社
平成27年2月28日	エコール在宅介護ステーション安佐北	広島市安佐北区深川二丁目37-34-4	日本基準寝具株式会社

広島市告示第244号

平成27年5月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、市民局人権啓発部人権啓発課出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた分任出納員
東地域交流センター
館長 友廣 晴光
- 2 委任した事務
地域交流センターの使用料の収納
地域交流センター文書等複写代金の収納
- 3 委任年月日
平成27年4月1日
- 4 委任期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第245号

平成27年5月4日

広島市名誉市民条例（昭和37年広島市条例第17号）第8条の定めるところにより、広島市特別名誉市民として次の者を顕彰しました。

広島市長 松井一實

氏名 権泳臻
 現住所 大韓民国 大邱広域市
 功績概要 別紙のとおり。
 （別紙）

功績概要

権泳臻（クォン・ヨンジン）氏は、平成26年（2014年）7月に民選6代目大邱広域市長に就任して以来、広島市と大邱広域市の姉妹都市交流に深い理解を示され、行政並びに市民レベルでの様々な分野における交流の推進に、多大な貢献をされています。大邱広域市長就任前は、ソウル特別市政務副市長、国会議員等を歴任されました。

本市と大邱広域市は平成9年（1997年）5月に姉妹都市提携を行い、今年で提携18年目を迎えました。氏は、提携以来の活発な交流の蓄積を踏まえつつ、両市の友好関係を一層発展させるため、積極的に取り組んでおられます。

両市では、文化、スポーツ、経済、観光、青少年などの分野はもとより、多くの市民・民間団体や大学などが活発に交流を進め、市民レベル、行政レベルのいずれにおいても友情と信頼関係を築いています。氏は就任以来、いずれの分野においても、優れた行動力とリーダーシップを発揮しておられます。

就任直後の平成26年（2014年）7月には、大邱広域市の新しい祭典である「大邱チキン・ビールフェスティバル」に本市の代表団及び芸術団を受け入れ、盛大に歓迎して下さるとともに、芸術団には、同祭典にて舞踏を披露し、多くの大邱広域市民とともに感動を共有する場を提供していただきました。

同年8月には広島交響楽団の弦楽四重奏者を受け入れ、大邱市

立交響楽団と共演を行う機会を提供して下さり、両市間の文化交流と友好親善を図られました。

同じく8月には、青少年交流においても積極的な支援を行い、「2015大邱国際大学生キャンプ」では、本市を含む海外の大学生を大邱広域市に招待し、ホームステイや文化体験を通して学生達の相互理解と国際意識の醸成を促進されました。

この度、本市の市民の祭典である2015フラワーフェスティバルに、代表団とともに、芸術団として100名を超える大邱市立交響楽団フルオーケストラの派遣を実現して下さり、本市市民が大邱広域市の音楽芸術の魅力に直に触れることができるよう御尽力いただきました。

以上のように、氏は、姉妹都市の市長として、両市の交流に積極的に取り組み、両市の友好・親善関係の一層の発展に貢献されました。その功績は誠に顕著であります。

広島市告示第246号

平成27年5月7日

平成27年第2回広島市議会臨時会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 1 招集日 平成27年5月14日
- 2 召集場所 広島市役所
- 3 付議事件
 - (1) 議長の選挙について
 - (2) 副議長の選挙について
 - (3) 広島市議会委員会条例の一部改正について
 - (4) 常任委員会委員及び正副委員長の選任について
 - (5) 常任委員会の閉会中継続調査について
 - (6) 議会運営委員会委員及び正副委員長の選任について
 - (7) 議会運営委員会の閉会中継続調査について
 - (8) 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - (9) 監査委員の選任の同意について
 - (10) 教育委員会委員の任命の同意について
 - (11) 専決処分^アの承認について
 - ア 広島市衛生関係手数料条例の一部改正について
 - イ 広島市国民健康保険条例の一部改正について
 - ウ 広島市市税条例等の一部改正について
 - エ 広島市介護保険条例の一部改正について
 - (12) 専決処分^イの報告について
 - ア 道路の管理瑕疵等による損害賠償額の決定について
 - イ 市営住宅に係る家賃の長期滞納者との即決和解について

広島市告示第247号

平成27年5月7日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記のとおり指定します。

広島市長 松 井 一 實

記

名称	医療機関コード	所在地	指定の期間
アイプラス薬局 水主町店	0147852	広島市中区吉島東一丁目2-7-20 1階	平成27年3月1日～平成33年2月28日
サン薬局大手町店	0147878	広島市中区大手町三丁目8-5 エイトバレー大手町4階	平成27年5月1日～平成33年4月30日
わかくさ薬局	0147860	広島市東区若草町17-8 1F	平成27年4月1日～平成33年3月31日

広島市告示第 2 4 8 号

平成 2 7 年 5 月 7 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ホームセンターコーナン広島宇品店
- (2) 所在地 広島市南区宇品西六丁目 1 3 2 0 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

コーナン商事株式会社
代表取締役 疋田 直太郎
堺市西区鳳東町四丁 4 0 1 番地 1

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり。
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり。

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり。
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり。

5 届出年月日

平成 2 7 年 4 月 3 0 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号

広島市南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成 2 7 年 5 月 7 日から同年 9 月 7 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び平成 2 7 年 8 月 6 日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成 2 7 年 9 月 7 日

(2) 提出先

〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第 2 4 9 号

平成 2 7 年 5 月 7 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ホームセンターコーナン広島祇園店
- (2) 所在地 広島市安佐南区祇園六丁目 4 0 1 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

コーナン商事株式会社
代表取締役 疋田 直太郎
堺市西区鳳東町四丁 4 0 1 番地 1

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり。
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり。

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり。

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名別紙のとおり。

5 届出年月日
平成27年4月30日

6 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
平成27年5月7日から同年9月7日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年8月6日を除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 平成27年9月7日
(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示第250号**  
平成27年5月7日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ホームセンターコーナン中野東店
  - (2) 所在地 広島市安芸区中野東七丁目4301番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
三菱UFJリース株式会社  
代表取締役社長 白石 正  
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 小売業者       |                | 住所              | 変更年月日・理由 |
|------------|----------------|-----------------|----------|
| 氏名又は名称     | 代表者            |                 |          |
| コーナン商事株式会社 | 代表取締役<br>疋田 耕造 | 堺市西区鳳東町四丁401番地1 |          |
| 大黒天物産株式会社  | 代表取締役<br>大賀 昭司 | 岡山県倉敷市堀南704番地の5 |          |

(変更後)

| 小売業者       |                 | 住所              | 変更年月日・理由             |
|------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| 氏名又は名称     | 代表者             |                 |                      |
| コーナン商事株式会社 | 代表取締役<br>疋田 直太郎 | 堺市西区鳳東町四丁401番地1 | 平成25年11月13日代表者の交代のため |
| 大黒天物産株式会社  | 代表取締役<br>大賀 昭司  | 岡山県倉敷市堀南704番地の5 |                      |

- 4 変更年月日  
上記3のとおり
- 5 届出年月日  
平成27年4月30日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
平成27年5月7日から同年9月7日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年8月6日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 平成27年9月7日
  - (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
広島市告示第251号
平成27年5月8日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条

第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する公印の名称
介護保険負担割合証	市印

広島市告示第252号

平成27年5月8日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局東部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた分任出納員
財政局東部市税事務所安芸税務室
室長 中川 智子
- 委任した事務
財政局東部市税事務所において取り扱う次に掲げる事務（財政局東部市税事務所安芸税務室において取り扱うものに限る。）
 - 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納
 - 受託徴収金の収納
 - 地方税法（昭和25年法律第226号）第16条の2第1項の規定により納税者又は特別徴収義務者から提供を受ける証券の出納及び保管
 - 児童福祉施設徴収金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
 - 児童福祉施設徴収金の納入義務者から提供を受ける証券の出納及び保管
 - 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の過誤納金の支払
 - 市民税及び県民税の所得割から控除すべき配当割額又は株式譲渡所得割額に係る控除不足額の還付後に生ずる戻入金の収納
 - 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識再交付に係る弁償金の収納
 - 商品である原動機付自転車等の標識交付手数料の収納
 - 合衆国軍隊構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税に係る証紙売りさばき代金の収納
 - 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料の収納
 - 広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）第2条に規定する手数料の収納

- 下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金（以下「下水道事業受益者負担金等」という。）並びにこれに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
- 下水道事業受益者負担金等の納入義務者から提供を受ける証券の出納及び保管並びに証券の取立てに要する費用の出納
- 下水道事業受益者負担金等に係る納期前納付報奨金の繰替払
- 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条第3号に係る手数料（下水道事業に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日
平成27年4月1日

広島市告示第253号

平成27年5月12日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市佐伯区五日市町大字石内字有井の3994番3
- 開発面積
334.46㎡
- 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市佐伯区海老園四丁目4番15-601号
庄子元喜
- 検査済証交付年月日
平成27年5月12日

広島市告示第254号

平成27年5月12日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市西区の古江西町の472番3、474番6の一部、474番7の一部、474番10及び甲475番12の一部、並びに古江上二丁目の477番2の一部、477番4の一部及び477番5並びに477番2～477番4地先里道
- 開発面積
2,423.48㎡
- 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市中区舟入南一丁目6番35号
住田産業株式会社
代表取締役 住田 明登
- 検査済証交付年月日

平成27年5月12日

広島市告示第255号

平成27年5月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第256号

平成27年5月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
寺西康訓	－（出張専業）	広島市西区庚午北二丁目1-4-305	はり・きゅう	平成27年3月31日
白木啓介、唐川幸治	さくら整骨院（広島院）	広島市西区観音町7-29-104	柔道整復	平成27年3月31日

広島市告示第257号

平成27年5月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 （出張専業の場合は施術者の住所）		
眞野誠司	ウェーク和整骨院	広島市中区河原町3-18	柔道整復	平成27年4月3日
天間笑子	－（出張専業）	広島市西区高須二丁目6-32ファール高須301	あん摩・マッサージ	平成27年4月2日

板本享大、吉岡宏記	さくら整骨院（広島院）	広島市西区上天満町3-19第2横山ビル103	柔道整復	平成27年4月1日
笠井英樹	だいきく接骨鍼灸院高陽院	広島市安佐北区深川五丁目41-9深川ビル1号室	はり・きゅう	平成27年4月1日
中原宥子	だいきく接骨鍼灸院可部南院	広島市安佐北区可部南一丁目8-44サニーコーポ武田II1F	はり・きゅう	平成27年4月1日

広島市告示第258号

平成27年5月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局中央市税事業所出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた分任出納員
財政局中央市税事務所南税務室
室長 桐原 克秀
- 委任した事務
財政局中央市税事務所において取り扱う次に掲げる事務（財政局中央市税事務所南税務室において取り扱うものに限る。）
 - 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納
 - 受託徴収金の収納
 - 地方税法（昭和25年法律第226号）第16条の2第1項の規定により納税者又は特別徴収義務者から提供を受ける証券の出納及びに保管
 - 児童福祉施設徴収金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
 - 児童福祉施設徴収金の納入義務者から提供を受ける証券の出納及び保管
 - 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の過誤納金の支払
 - 市民税及び県民税の所得割から控除すべき配当割額又は株式譲渡所得割額に係る控除不足額の還付後に生ずる戻入金の収納
 - 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識再交付に係る弁償金の収納
 - 商品である原動機付自転車等の標識交付手数料の収納
 - 合衆国軍隊構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税に係る証紙売りさばき代金の収納
 - 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料の収納
 - 広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）第2条に規定する手数料の収納

- (13) 下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金（以下「下水道事業受益者負担金等」という。）並びにこれに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
 - (14) 下水道事業受益者負担金等の納入義務者から提供を受ける証券の出納及び保管並びに証券の取立てに要する費用の出納
 - (15) 下水道事業受益者負担金等に係る納期前納付報奨金の繰替払
 - (16) 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条第23号に係る手数料（下水道事業に係るものに限る。）の収納
- 3 委任年月日
平成27年4月1日

広島市告示第259号

平成27年5月13日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 広島東映プラザ
- (2) 所在地 広島市中区八丁堀16番6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

東映株式会社
代表取締役 多田 憲之
東京都中央区銀座三丁目2番17号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

小売業者		住所
名称	代表者	
株式会社東急ハインズ	代表取締役 榑 真二	東京都新宿区新宿六丁目27番30号

(変更後)

小売業者		住所
名称	代表者	
株式会社東急ハインズ	代表取締役 吉 浦 勝博	東京都新宿区新宿六丁目27番30号

4 変更年月日

平成27年4月1日

5 届出年月日

平成27年5月7日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成27年5月13日から同年9月14日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年9月14日

(2) 提出先

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第260号

平成27年5月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局北部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた分任出納員

財政局北部市税事務所安佐北税務室
室長 有坂 敏樹

2 委任した事務

財政局北部市税事務所において取り扱う次に掲げる事務（財政局北部市税事務所安佐北税務室において取り扱うものに限る。）

- (1) 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納
- (2) 受託徴収金の収納
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第16条の2第1項の規定により納税者又は特別徴収義務者から提供を受ける証券の出納及び保管
- (4) 児童福祉施設徴収金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
- (5) 児童福祉施設徴収金の納入義務者から提供を受ける証券の出納及び保管
- (6) 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による

収納金の過誤納金の支払

- (7) 市民税及び県民税の所得割から控除すべき配当割額又は株式譲渡所得割額に係る控除不足額の還付後に生ずる戻入金の収納
- (8) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識再交付に係る弁償金の収納
- (9) 商品である原動機付自転車等の標識交付手数料の収納
- (10) 合衆国軍隊構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税に係る証紙売りさばき代金の収納
- (11) 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料の収納
- (12) 広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）第2条に規定する手数料の収納
- (13) 下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金（以下「下水道事業受益者負担金等」という。）並びにこれに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
- (14) 下水道事業受益者負担金等の納入義務者から提供を受ける証券の出納及び保管並びに証券の取立てに要する費用の出納
- (15) 下水道事業受益者負担金等に係る納期前納付報奨金の繰替払
- (16) 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条第23号に係る手数料（下水道事業に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日
平成27年4月1日

~~~~~  
**広島市告示第262号**  
平成27年5月15日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条及び第11条の規定に基づき、路外駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場、区画数及び期間

| 駐車場名          | 区画数 | 休止する日時                                |
|---------------|-----|---------------------------------------|
| 広島市市営西広島駅南駐車場 | 3区画 | 平成27年5月21日（木）午前9時から<br>同月22日（金）午前3時まで |

2 休止する理由

駐車場隣接地における建物改装工事を施工するに伴い、駐車場としての利用ができなくなるため。

~~~~~  
広島市告示第263号
平成27年5月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の

規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
岡田佳那子	リラ鍼灸整骨院古江院	広島市西区古江西町1-2古江駅前ビル1階A室	柔道整備	平成27年4月1日
岡田佳那子	リラ鍼灸整骨院安東院	広島市安佐南区安東一丁目1-8	柔道整備	平成27年4月1日
岡田佳那子	リラコイン通り整骨院	広島市佐伯区五日市一丁目7-12 タウン五日市1F	柔道整備	平成27年4月1日
岡田佳那子	リラ美鈴が丘整骨院	広島市佐伯区美鈴が丘西一丁目3-4D棟4号室	柔道整備	平成27年4月1日

~~~~~  
**広島市告示第264号**  
平成27年5月19日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 事業者           | 事業所             |                      | 廃止年月日      | サービスの種類                |
|---------------|-----------------|----------------------|------------|------------------------|
|               | 名称              | 所在地                  |            |                        |
| 有限会社香織        | 訪問介護事業所広島介護センター | 広島市西区横川町一丁目4番37-202号 | 平成27年5月31日 | 訪問介護及び介護予防訪問介護         |
| 有限会社安寿        | ちょっとデイヤまびこ      | 広島市安佐北区可部六丁目46番3号    | 平成27年5月31日 | 通所介護及び介護予防通所介護         |
| 企業組合労協センター事業団 | 福祉用具のばーちえ       | 広島市安芸区矢野町752番地190    | 平成27年5月31日 | 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与     |
| 企業組合労協センター事業団 | 福祉用具のばーちえ       | 広島市安芸区矢野町752番地190    | 平成27年5月31日 | 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売 |

~~~~~  
広島市告示第265号
平成27年5月19日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 1-2工区（別紙1のとおり。）
 1-5工区（別紙1のとおり。）
 3工区（別紙1のとおり。）
 4工区（別紙1のとおり。）
 5工区（別紙1のとおり。）
 6工区（別紙1のとおり。）
 7工区（別紙1のとおり。）
 8-3工区（別紙1のとおり。）

- 2 開発面積
 1-2工区（別紙2のとおり。）
 1-5工区（別紙2のとおり。）
 3工区（別紙2のとおり。）
 4工区（別紙2のとおり。）
 5工区（別紙2のとおり。）
 6工区（別紙2のとおり。）
 7工区（別紙2のとおり。）
 8-3工区（別紙2のとおり。）

- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
 広島市中区東千田町二丁目9番29号
 広島電鉄株式会社
 代表取締役 椋田 昌夫

- 4 検査済証交付年月日
 平成27年5月19日
 （別紙1）

開発区域に含まれる地域の名称（1-2工区）

区	大字	字	地番
佐伯	石内	砂糖造	632番, 634番, 640番2, 641番, 685番, 甲686番, 687番, 707番1, の全部並びに635番, 636番, 642番, 643番, 683番, 689番, 691番, 698番1, 703番1, 6216番, の各一部 計18筆
		境神	6374番, の一部 計1筆
		細小屋	524番3, の全部並びに500番1, 500番2, 524番4, 525番, の各一部 計5筆
		入道原	6353番, 6357番, 6361番, 6367番, の各一部 計4筆
		平旗	579番, 6239番, の各一部 計2筆
		高地神	608番, 622番4, の全部並びに599番, 600番, 607番, 611番, 620番2, 621番, の各一部 計8筆
		鷹ノ巣	6205番, 6208番3, 6209番1, の全部並びに6204番, 6208番1, 6208番2, の各一部 計6筆

		石休	甲6098番, の全部並びに6098番1, の一部 計2筆
		赤土	6129番, 6130番, の各一部 計2筆
合 計			48筆

（別紙1）

開発区域に含まれる地域の名称（1-5工区）

区	大字	字	地番
佐伯	石内	細小屋	538番, の一部 計1筆
		平旗	547番1, の一部 計1筆
合 計			2筆

（別紙1）

開発区域に含まれる地域の名称（3工区）

区	大字	字	地番
佐伯	石内	細小屋	511番, の全部並びに500番1, 525番, の各一部 計3筆
		入道原	6344番, 6361番, の各一部 計2筆
		境神	6385番, 甲6389番, の全部並びに6374番, 6379番3, 6381番1, 6381番2, 6382番1, 6384番, 6387番1, 6388番1, 6388番4, 6389番1, 6390番1, 6390番2, 6393番1, 6393番3, 6394番1, 6394番2, の各一部 計18筆
合 計			23筆

（別紙1）

開発区域に含まれる地域の名称（4工区）

区	大字	字	地番
佐伯	石内	細小屋	500番1, 524番4, 525番, 538番, の各一部 計4筆
		平旗	578番, の全部並びに553番, 557番, 579番, 6236番, 6237番, 6239番, 6240番, の各一部 計8筆
		高地神	596番, 598番, 602番, の全部並びに597番1, 597番2, 599番, 600番, 601番, 605番, 606番, 607番, の各一部 計11筆
		入道原	6347番, 6348番, 6350番, 6359番, 6364番, の全部並びに6344番, 6345番, 6353番, 6357番, 6361番, 6367番, の各一部 計11筆
合 計			34筆

（別紙1）

開発区域に含まれる地域の名称（5工区）

区	大字	字	地番
佐伯	石内	高地神	603番, 612番, 620番1, の全部並びに597番1, 597番2, 600番, 601番, 604番, 605番, 606番, 607番, 611番, 613番, 618番, 620番2, 621番, の各一部 計16筆
		砂糖造	644番, 645番, 646番, 乙647番, 663番, 664番, 665番, 668番, 6219番, の全部並びに635番, 636番, 642番, 643番, 甲647番, 648番, 662番, 669番, 681番1, 681番2, 682番, 683番, 689番, 6216番, 6223番2, の各一部 計24筆
		赤土	6129番, 6130番, の各一部 計2筆
		割田	乙6173番, 6173番1, の全部並びに6168番, の一部 計3筆
		鷹ノ巣	6198番, 6199番, 6200番, 乙6201番, 6201番, 6202番, 6203番, 6207番, の全部並びに6193番, 6204番, 6208番1, 6208番2, の各一部 計12筆
		平旗	6234番, 6235番, 6237番, の各一部 計3筆
合計			60筆

(別紙1)

開発区域に含まれる地域の名称（6工区）

区	大字	字	地番
佐伯	石内	砂糖造	661番, 669番, 670番, 671番, 674番, 680番, 681番2, 689番, の各一部 計8筆
		赤土	6132番2, 6135番1, 6135番2, 6136番1, 6136番2, 6136番3, 6137番1, 6137番2, の全部並びに6130番, 6132番3, 6133番, 6138番1, 6138番2, の各一部 計13筆
		割田	6167番, 6168番, の各一部 計2筆
合計			23筆

(別紙1)

開発区域に含まれる地域の名称（7工区）

区	大字	字	地番
佐伯	石内	砂糖造	695番1, 699番1, の全部並びに679番1, 680番, 689番, 698番1, の各一部 計6筆
		登尾	6051番1, 6052番, 6053番, 6054番4, 計4筆

	赤土	甲6139番2, 乙6139番, 6139番1, の全部並びに6138番1, 6138番2, の各一部 計5筆
合計		15筆

(別紙1)

開発区域に含まれる地域の名称（8-3工区）

区	大字	字	地番
佐伯	石内	砂糖造	661番, 662番, 669番, 681番1, 681番2, 682番, 689番, 691番, 698番1, 703番1, の各一部 計10筆
		石休	6098番1, の一部 計1筆
		赤土	6130番, 6132番3, 6133番, の各一部 計3筆
		割田	6168番, の一部 計1筆
合計			15筆

(別紙2)

開発区域の面積

工区名	面積 (㎡)
1-2工区	52,428.02
1-5工区	197.39
3工区	69,214.01
4工区	100,350.90
5工区	100,804.01
6工区	35,555.52
7工区	26,581.52
8-3工区	9,279.46
合計	394,410.83

広島市告示第266号

平成27年5月20日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
木坂有樹	つくし鍼灸接骨院	広島市安佐南区伴東三丁目5-11	柔道整備	平成27年4月23日
神田宗樹	つくし鍼灸接骨院	広島市安佐南区伴東三丁目5-11	柔道整備	平成27年4月30日

広島市告示第267号

平成27年5月20日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 施術者, 施術所 (名称, 所在地), 業務の種類, 変更年月日. Includes data for 中島広観 and 柔道整備.

広島市告示第268号

平成27年5月20日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 施術者, 施術所 (名称, 所在地), 業務の種類, 指定年月日. Includes data for 並川努 and 川口清宣.

広島市告示第269号

平成27年5月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成27年5月20日

- 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式
別紙のとおり。
3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

Table with 4 columns: 区分, 下水を排除する区域 (区名, 町名), 排水施設的方式. Includes data for 汚水及び雨水を排除 and 汚水を排除.

広島市告示第270号

平成27年5月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成27年5月20日
2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

Table with 4 columns: 区名, 下水を処理する区域 (町名), 終末処理場の位置及び名称. Includes data for 東区, 西区, 安佐南区, 安佐北区, 東区, 安芸区.

広島市告示第271号

平成27年5月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示第272号**

平成27年5月20日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 事業者<br>名称   | 事業所              |                      | 廃止年月日      | サービスの種類                        |
|-------------|------------------|----------------------|------------|--------------------------------|
|             | 名称               | 所在地                  |            |                                |
| 社会福祉法人広島博愛会 | あかり園デイサービス       | 広島市佐伯区五日市町下河内591番地の1 | 平成27年5月31日 | 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護     |
| 医療法人新生会     | グループホームチェリーブラスサム | 山口県岩国市下342-1         | 平成27年5月31日 | 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 |

~~~~~  
広島市告示第273号

平成27年5月22日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）
別紙のとおり。
- 2 変更期間
平成27年6月1日から平成28年3月31日まで
- 3 変更理由
浴槽・風呂釜設置

~~~~~